

宮前平訪問看護ステーション運営規程 (指定居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団白寿会が設置する宮前平訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。

2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。また、「川崎市指定居宅介護支援等事業の人員及び運営の基準等に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宮前平訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神奈川県川崎市宮前区宮前平1-9-24
ニューウエルテラス宮前平A-301

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、人員、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、実務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上(うち1名管理者と兼務)
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、常時利用者やその家族からの電話等による連絡・相談に対応する。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内相談室において行う。
- (2) 分析の実施
 - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に、面接して行うものとする。

- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③ 課題分析票の種類は、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式とする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた、指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は次のとおりとする。法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書を交付する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。また、タクシー利用の場合は実費額とする。

- ① 片道おおむね5 k m未満 400円
- ② 片道おおむね5 k m以上 1 k m毎に100円増しとする

(指定居宅介護支援における通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川崎市宮前区とする

(指定居宅介護支援提供の記録など)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該記録を完結した日から5年間は保存する。

(個人情報の管理の方法)

第11条 個人情報の取り扱いは次のとおりとする

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については事業所での事業提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において感染が発症、または蔓延しないように対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者への感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情への対応方法)

第13条 事業所は、提供した居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等をうけつけるために必要な措置を講じる。

2 提供した居宅介護支援等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した居宅介護支援等の苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した居宅介護支援等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するように努める。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力するように努める。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第14条 事業所は、安全かつ適正に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安定性はもとより、従業者の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事故の発生状況及び事故に際してとった処置を記録する。

4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、ハラスメント対策の為の対応を、以下のとおりとする。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、居宅介護支援等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針、明確化等の必要な措置を講じる

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知、啓発する

(4) 相談対応のための担当者や窓口を定め従業者に周知する。

(身体拘束の原則禁止)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、社会的使命を十分認識し、居宅介護支援の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け業務体制を整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団白寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成13年5月1日より施行する。

この規程は平成14年10月1日より施行する。

この規程は平成16年4月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成19年4月2日より施行する。

この規程は平成20年1月1日より施行する。

この規程は平成21年2月15日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成27年7月1日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。